

## 令和2年度西和賀町広報「広報西和賀」広告募集要項

### 1. 概要

この要項は、西和賀町が発行する令和2年度広報「広報西和賀」に掲載する団体・企業等の広告を募集するにあたり、必要な事項を定めるものです。

### 2. 広告媒体の概要

- (1) 名称：令和2年度西和賀町広報「広報西和賀」
- (2) 発行：毎月の1日発行（年12回発行）
- (3) 規格：A4判フルカラー 20ページ
- (4) 部数：約3,000部/回（町内全戸配布・関係機関等へ送付）

### 3. 広告の規格

- (1) 広告の掲載位置：中面（基本P16～P18）下段 縦5.0cm×横17.5cmの範囲
- (2) 広告の枠数：6枠/回
- (3) 広告の大きさ：2枠（分割不可）又は1枠（分割可。その場合は縦5.0cm×横8.5cm）
- (4) 色：カラー

### 4. 広告掲載料（税込み）

1枠あたり 町内事業者 3,000円、町外事業者 5,000円

### 5. 広告及び広告主の要件

掲載できる広告および広告主については一定の基準を設けています。（別記参照）

### 6. 申込方法等

広告の掲載を希望される方は、当該広報発行日の前月10日までに「西和賀町広報広告申込書」（別添様式）と広告見本を西和賀町企画課へ持参または郵送してください。

### 7. 広告掲載の可否の決定

- (1) 申し込みのあった団体・企業および広告内容の適格性について、西和賀町広報取扱要綱、西和賀町広告掲載基準並びに西和賀町広報広告掲載要領に基づき審査します。
- (2) 広告掲載に適すると認められる申込が広告枠数以上、同時刻にあった場合は公開抽選（くじ）により決定します。その場合は、別途抽選対象者に事前に連絡します。

### 8. 申込者への通知

広告掲載の可否は、申込者全員に通知します。

### 9. 広告原稿の入稿

広告原稿は、あらかじめ西和賀町企画課と協議のうえ、別に示す期日までに完全版下データを西和賀町企画課へ納品してください。

### 10. 広告掲載料の請求等

広告掲載後、西和賀町企画課は速やかにその実績を広告主へ報告するとともに、広報誌発行月の月末を期限として広告掲載料を請求します。

### 11. 申し込み・問い合わせ先

西和賀町企画課 広報担当 TEL 0197-82-3284 / FAX 0197-82-3111  
〒029-5512 岩手県和賀郡西和賀町川尻 40-40-71

別記（広告及び広告主の要件）

1. 広告は、次のいずれにも該当しないことが要件です。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての特定の主義又は主張に当たるもの
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれがあるもの
- (9) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (10) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるもの
- (11) 比較広告
- (12) その他町有資産の性質等に照らし広告を掲載することが適当でないと認められるもの。例えば、次のようなものをいいます。
  - ア 町が広告主を支持し、又はその商品若しくはサービス等を推奨し、あるいは保証しているかのような表現のもの（町が別に認証等を行っている商品又はサービス等に係るものを除く）
  - イ 品位を損なう表現のもの
  - ウ 詐欺的なもの、又はいわゆる不良商法とみなされるもの
  - エ 私設私書箱及び電話代行サービス等に関するもの
  - オ 投機を著しくあおる表現のもの
  - カ 債権取立て、示談引受けなどに関するもの
  - キ 占い、運勢判断などに関するもの
  - ク 通貨及び郵便切手の複写の使用
  - ケ 謝罪、釈明などのもの
  - コ 尋ね人、養子縁組などのもの
  - サ 暴力団又は暴力団員を賞揚若しくは鼓舞し、又は暴力団排除活動に異論を唱える内容を含むもの

2. 広告主は、次のいずれにも該当しないことが要件です。

- (1) 各種法令に違反しているもの
- (2) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に該当するもの
- (4) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に定めるインターネット異性紹介事業に該当するもの
- (5) 行政機関からの行政指導による改善がなされていないもの
- (6) 町税その他町に対する債務を滞納している者
- (7) 西和賀町営建設工事に係る指名停止等措置基準に基づく指名停止を受けている者
- (8) 違法又は不適當な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている者
- (9) その他町有資産を広告媒体とする広告に係る業種又は事業者として適当でないと認められるもの。例えば、次のようなものをいいます。
  - ア 調査会社、探偵事務所等に関するもの
  - イ 銃砲刀剣類その他の危険物に関するもの
  - ウ 人事募集又は解雇広告に関するもの
  - エ 連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びこれに類する取引に関するもの
  - オ 前払式割賦販売等（許可業者を除く。）に関するもの
  - カ 医療行為に類似したサービス又は医療用具器具に類似した商品に関するもの
  - キ 貸金業の規制等に関する法律に規定する貸金業のうち専ら消費者金融及び消費者金融に関するもの
  - ク ギャンブルに係るもの。ただし、当せん金付証票法の規定により都道府県等が発行する宝くじに関するものを除く。
  - ケ 民事再生法又は会社更生法による再生又は更生手続中のもの